

定款第 10 条に基づく「みなし自由脱退」処理についての規程

(目的・適用)

第 1 条 本規程は、上伊那医療生協が、定款第 10 条第 2 項第 3 項に定めるみなし自由脱退による脱退を行う際の手続きを定めるものである。

2. みなし自由脱退を行う場合の手続きは、法令及び定款の定めのほか、本規程の定めるところによる。

(所在確認)

第 2 条 上伊那医療生協は、自由脱退があったものとみなそうとする場合は、定款第 84 条に基づき、定款第 83 条に定められた方法に則って、通知書等の送付を年 1 回以上行うことにより、対象となる組合員の所在確認を行うものとする。

2. 出資金残高等に関する案内物を送付する場合は、前項に定める通知書等に替えることができる。

3. 第 1 項及び第 2 項に定める送付物が上伊那医療生協に返却された場合、あて先不明の登録を行うとともに、届け出情報に基づく電話連絡等を適宜行うものとする。

(みなし自由脱退対象者)

第 3 条 上伊那医療生協は、前条に定める所在確認の手続きの結果、毎年 11 月 30 日を基準日として、宛先不明の登録日から 2 期連続して通知書等が宛先不明で返送されて所在が確認できず、かつ、1 年以上、継続して上伊那医療生協の事業利用や出資金を増減し、および組合員情報変更の実績がない組合員について、理事会の確認に基づき「みなし自由脱退対象者」とすることができる。

2. 前項の対象者本人から申し出等があり、所在が確認された組合員については「みなし自由脱退対象者」から除外する。

(公告、名簿の据え置き)

第 4 条 上伊那医療生協は、前条の「みなし自由脱退対象者」に対して、定款第 9 条に定める住所の変更届出の催告を公告によって行うものとする。なお公告は、定款第 82 条に基づき、次の方法により行う。

(1) 事業所の店頭に掲示する方法

(2) 電子公告による方法（ホームページへの掲載）

2. 前項の公告のほか、「みなし自由脱退対象者」の名簿を作成して事務所に備えおくものとする。

(みなし自由脱退の手続き)

第5条 上伊那医療生協は、前条に定める公告および名簿の閲覧を行い、引き続いて所在が確認できない「みなし自由脱退対象者」について、理事会での確認に基づいて当該事業年度末をもってみなし自由脱退手続きを行い、通常総代会で報告を行う。

(組合員資格の回復)

第6条 前条の規定によりみなし自由脱退による脱退処理を行ったのち、当該者本人からの申し出等により、引き続き組合員資格を有することが確認された場合は、組合員資格の回復手続きを行うものとする。

(出資金)

第7条 上伊那医療生協は、みなし自由脱退による脱退者の出資金については、自由脱退したとみなされた事業年度末以降、2年間は預り金として管理を行い、その間に、本人からの払い戻し請求があったときは、速やかに返還に応じなければならない。

2. 振り替えられた預り金は、払い戻し請求や申し出による回復手続きがない場合、前項に定める期間が経過した事業年度末に雑収入処理を行う。

3. 上伊那医療生協理事会が、みなし自由脱退手続きを行ったのち10年が経過した場合、または自由脱退手続きを行ったことを当該本人または相続人、法定代理人が知った時から5年が経過した場合は消滅時効が成立したものとみなし、当該本人または相続人、法定代理人から上伊那医療生協に対する出資金の返還請求をすることはできない。

2021年11月24日 上伊那医療生協理事会